

(別添)

## 託児サービス付の訓練について

### 1 託児サービスの提供内容（保育内容）

託児サービス付の利用対象者に対し、訓練時間中及び休憩時間中に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所（保育所型認定こども園を含む）及び一時預かり施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たす保育内容を、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について基準（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号）を満たす保育内容を提供すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定すること。

託児サービスの提供状況等について、「託児サービス日誌」を作成し提出すること。

### 2 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

#### (1) 施設内託児サービス

委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

#### (2) 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

この場合であっても、原則として受講者自らが施設外託児サービスの提供場所まで児童の送迎を行う必要がある。

また、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合、訓練実施場所には受講者と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮のうえ、その場所まで児童の送迎を行う等、必要に応じて対応すること。

なお、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施施設から通所可能な適切な距離にある場所であること。

### 3 託児サービスの利用者

次のいずれかにも該当する者であることとする。

#### (1) 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育す

ることができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者  
なお、就学前の児童とは、次のア、イに分類される。

ア 乳児：満1歳に満たない者

イ 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、児童のうち、障害児（身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう）については、対象から排除するものではないが、特にケアが必要であり、託児サービス提供機関において十分な保育の提供が行われないと見込まれる場合については、対象外とすることができる。

- (2) 産業技術短期大学校長が、利用希望者から提出された職業訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者

#### 4 託児サービス付の委託訓練実施機関の選定

託児サービス付の訓練コースの委託訓練実施機関の選定については、訓練の目的を理解し、確実な事業実績を期待できる機関を選定することに加えて、次の基準の(1)から(4)のすべてに該当する機関であることが必要である。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

ア 保育所（保育所型認定こども園を含む）（昭和23年厚生労働省令第63号を満たしているものであって、原則として、保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

イ 幼保連携型認定こども園（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号を満たしているものであって、原則として、幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

イ 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準）（平成13年3月29日付け雇児発第177号を満たしているもの）

ウ 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法第34条の12に規定する基準を満たしているもの）

- (2) 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）に加入すること。  
(3) 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。  
(4) (1) から (3) のほか、各都道府県等において別途基準が定められている場合は、これを遵守すること。

#### 5 託児サービス委託費

- (1) 託児サービスの委託費の単価は、児童1人当たり、個々の経費の積み上げによる実費とし、別表「平成30年度神奈川県委託訓練事業の概要（7,9月生）」に示す単価を上限額とする。（税込）

訓練受講者が中途退校した場合、又は委託契約を解除した場合の委託費の額は、訓練

が行われた日について日割計算（中途退校者は在籍日数）によって得た額とする。

(2) 委託契約金の基礎となる児童数は開講日において確定する。

（合格者が受講開始までの間に就職などの事由により受講をキャンセルすることがあるため。）

(3) 委託費は、訓練終了後、委託訓練実施機関からの請求により、訓練の行われた期間について委託元から支払われる。

(4) 受講者の託児サービスの利用料は委託費に含まれるため無料とする。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、受講者の負担とすること。

(5) 委託費の返還

委託訓練実施機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、当該委託訓練実施機関はすでに支払った委託費の額の全部又は一部を返還する。

## **6 託児サービス提供機関に関する書類**

託児サービス付き訓練を提案する訓練実施機関は、認可保育園においては「認可保育所の許可証の写し」を、認可外保育園の場合「認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書」及び「認可外保育施設指導監督基準チェック表」を提出すること。